

第1回 東御市介護保険運営協議会	資料6
令和6年9月27日	

高齢者日常生活サポート事業の創設（案）について

東御市 健康福祉部 福祉課

1、訪問介護（高齢者）・居宅介護（障がい者）サービスの現状

R6.9.10 福祉課

- ◆ 市内の訪問介護事業者は5事業所であり、この事業所数は75歳以上10,000人あたりに換算すると29.27箇所に対応し、**長野県内19市中18位**、伊那市（23.43箇所）に次いで少ない。（令和5年保険者シートによる地域比較）
- ◆ 5事業所のうち、4事業所については、介護保険サービス・障害福祉サービスの両方の指定を受け、介護保険法に基づく「介護予防訪問介護」と「訪問介護」、障害者総合支援法に基づく「居宅介護」を網羅的に実施。
- ◆ 要支援者への「介護予防訪問介護」は、**ほぼ“生活援助”**であり、要介護者への「訪問介護」についても**介護度が低いケースは“生活援助”**、介護度の高い要介護Ⅲ以上で“身体介護”が中心。

○訪問介護サービスの利用状況（R6.7月利用実績）

制度	介護保険サービス						障害福祉サービス
区分	総合事業				介護給付		自立支援給付
体系	介護予防ケアマネジメント		介護予防サービス計画		居宅サービス計画		サービス等利用計画
種類	生活援助	身体介護	生活援助	身体介護	生活援助	身体介護	居宅介護
利用者数	21／21人	0／21人	8／8人	0／8人	37／144人	107／144人	34／280人
述べ時間／月	述べ84H	述べ0H	述べ32H	述べ0H	述べ226H	述べ1,207H	455H

2、訪問介護（高齢者）・居宅介護（障がい者）サービスの課題

- ◆ 在宅ケアの最前線を担う訪問介護員が担う役割は、高齢者支援に限らず、障がい福祉サービス、子どもへの養育支援など多岐に亘っており、その需要は益々高まっている。
- ◆ 各事業所は職員の高齢化や深刻な人員不足といった課題を抱えており、本市においても事業所の撤退や人材不足に伴う供給不足から、要介護者等が必要とする介護サービスが利用できない事態が生じている。
- ◆ 訪問介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくためには、訪問介護員でなくても提供可能な生活援助サービスは“新たな社会資源”で補完することを検討し、限られた訪問介護員が確実に利用者ニーズに応えられる、効果的で効率的なサービス提供体制を確立していくことが求められる。

○出典：R6.6月東御市「訪問介護の令和6年度介護報酬改定の施行後の状況等に関する調査」結果（抜粋）

【問10-1】貴事業所の介護職員の過不足の状況は如何か？

1.大いに不足	2.不足	3.やや不足	4.適当	5.過剰
<u>3事業所</u>	<u>1事業所</u>		1事業所	

【問10-2】介護職員が不足している理由？（複数回答）

1.採用が困難	2.離職率が高い	3.従事可能な職員が限定されるため	4.その他
<u>3事業所</u>	<u>2事業所</u>	1事業所	1事業所

※「その他」⇒個々の家庭との関わりが精神的に負担。施設のほうが楽。

3、持続可能な訪問介護・居宅介護体制の構築に向けた方策（案）

- ◆ 本市における「訪問介護事業」は、人口規模に比して事業所数が少ないことに加え、深刻な人材不足により、サービス需要に対して十分な供給が難しくなっている。
- ◆ 高齢化が急速に進行し、介護を必要とする人が増える中、要介護状態になっても住み慣れた場所で自分らしい暮らしを続けていくためには、在宅ケアの最前線を担う“確かな訪問介護サービス基盤”が必要である。
- ◆ このため、専門性の低いサービスを切り出して新たに事業を創出することにより、限られた訪問介護員が、その専門性を十分に発揮し、やりがいを持って働き続けられる訪問介護サービス基盤を構築する。

ヘルパーでなくても対応可能な“生活援助”を切り出し
新たな社会資源が担う仕組みをつくる

制度	介護給付						障害福祉サービス
区分	介護予防ケアマネジメント				介護給付		自立支援給付
体系	介護予防ケアマネジメント		介護予防サービス計画		居宅サービス計画		サービス等利用計画
種類	生活援助	身体介護	生活援助	身体介護	生活援助	身体介護	居宅介護
利用者数	21／21人	0／21人	8／8人	0／8人	37／144人	107／144人	34／280人
述べ時間／月	述べ84H	述べ0H	述べ32H	述べ0H	述べ226H	述べ1,207H	455H

4、「高齢者日常生活サポート事業」の創設（案）について

事業の目的

- ◆ 在宅介護の中心的役割を担う、訪問介護サービスの人材不足による供給量の減少を解消するため、新たな社会資源として「生活援助」サービスに特化した「高齢者日常生活サポート事業」を創設することにより、訪問介護員が身体介護に注力できる供給体制を整え、訪問介護員でなければならない質の高い介護サービスを持続的に提供できる介護サービス基盤を確立する。

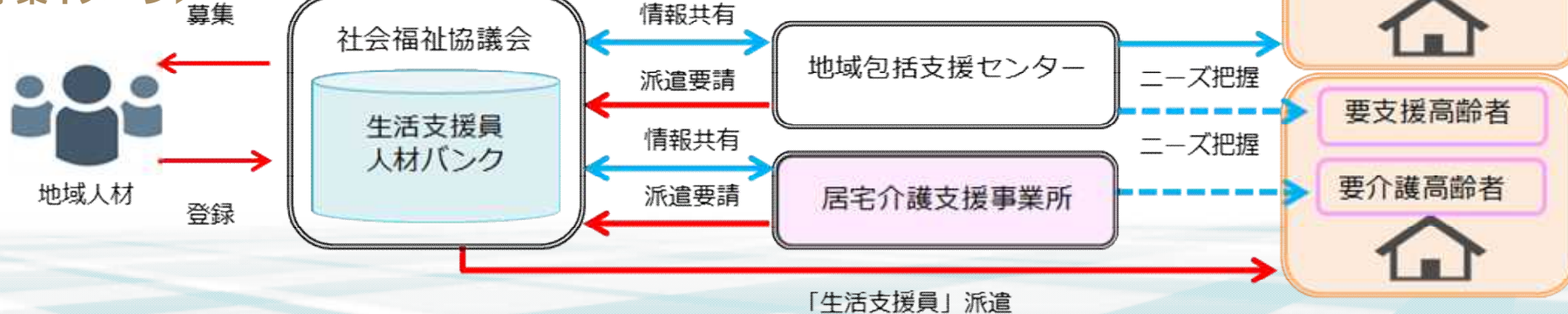
事業の概要

- ◆ 社会福祉協議会に登録された地域の有償ボランティア会員が、単身高齢者、高齢者世帯のほか、要支援・要介護状態にある高齢者であって、日常生活の支援が必要な高齢者宅へ訪問し、家事支援（掃除、洗濯、調理、買い物等）や生活支援（ゴミ出し、家周辺の手入れ、除雪等）を提供する。

- ◆ 実施主体

東御市（※社会福祉協議会へ委託して実施）

<事業イメージ>



5、「高齢者日常生活サポート事業」の事業費（案）

【事業算定にあたっての基本的な考え方】

- ◆ 委託料算定にあつてのベースとなる1時間あたりの派遣単価は、改正後の訪問介護基本報酬・生活援助（20分～45分未満）：179単位へ0.6を乗じて得た額を基準とする。**（＝1時間あたり1,074円）**
- ◆ 利用者からの利用料については、介護保険制度における自己負担1割を適用し、1時間あたり107円＝**110円を徴収**し、これを委託先の社会福祉協議会の収入とする**利用料金制**とする。
⇒**総事業費：3,942千円＝委託料：3,540千円＋利用料：402千円**

令和7年度（当初予算）：介護保険特別会計

事業名	委託料	財源内訳				備考
		国負担金	県負担金	市負担金	1号保険料	
3.1.2.2.1 高齢者日常生活サポート事業	3,540千円	1,363千円	681千円	682千円	814千円	①高齢単身・高齢世帯：435H／年 ②要支援高齢者：1,595H／年 ③要介護高齢者：1,632H／年 計 3,662H

令和6年度概算要求額 1,933億円（1,933億円）※（）内は前年度当初予算額
※消費税率引上げに伴う社会保障の充実等については、予算編成過程で検討

令和4年度予算額 : 1,928億円
交付決定額 : 1,759億円（執行率91.3%）

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



咲かそう、地域包括ケアの花！

2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

② 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

① 介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成（介護給付費の構成と同じ）

② 包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成（2号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	—

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、
介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、
地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等